

第50回消費生活審議会（H28.10.27）における委員の意見と対応
（消費者教育推進計画）

	発言者	意見・質問等	審議会での回答	対応・検討結果	修正箇所
1	久保委員	<p>第2章、第4節の「県民世論調査の結果」というタイトルが、これだけ手段のことを書いている。「県民意識の変動」などのタイトルのほうが他の節との関係からみるとしっくりくるのではないか。</p> <p>また、第1節のみ「高知県における」という言葉が付いているが、全て高知県のことなので、ここは要らないのではないか。少しその辺は工夫していただきたい。</p>	<p>少しこちらのほうで検討し、また修正などをさせていただきたい。</p>	<p>第4節は「県民世論調査の結果」から「消費生活に関する県民意識」に、第1節は「高知県における消費生活相談の状況等」から「消費生活相談の状況等」に修正した。</p>	<p>目次 P3 P9</p>
2	青木委員	<p>この消費者教育推進計画の冊子は作って、誰が読むことを想定しているか。</p>	<p>県民向けにということで、冊子も作り、いろいろ窓口等で配布させていただきます。また、当課のホームページ等にも掲載して、いつでも見えるような形にしたいと思っている。</p>	<p>計画の冊子を作成し、市町村や関係機関などに配布する。また、当課のホームページにも掲載し、県民の皆様がいつでも見えるような形にする。</p>	-
3	青木委員	<p>・前提となる現状と課題の部分は非常に詳細だが、消費者教育の計画の部分がむしろ少なく、余り具体的ではない。現状と課題については消費者教育の重点目標を定めるに当たって必要な部分というのを取り上げて精査したほうがいいのではないか。</p> <p>・第5章の部分、例えば高齢者を見守る人たちに対してという箇所について、ヘルパーさん、民生委員さん、地域包括支援員さんなど、具体的に書いていただくと、イメージが湧くのではないか。本来この法律の趣旨は、行政だけでなくいろんな人たちと連携して、多様な人たちと消費者教育を作り上げていくという趣旨なので、その多様な人たちを入れ込む、そういう人たちにイメージが湧くような具体的な文言を入れた計画にしたい。</p> <p>・前回の骨子案には言葉としてなかった消費者市民社会についての言及があることは法律の趣旨から言って大変いいことだと思うが、第5章にはこのことが具体的に書かれていない。例えば若者の啓発とか、あるいは震災のところに、この趣旨を入れ込んでいただいたら。</p>	<p>今回の計画を策定するに当たって、まずは県内の現状を把握して、どういった課題があるか、あるいはどういう対策が必要かということを考えたので、確かに現状と課題の部分は少し詳しくしている。取組のところは、ご指摘いただいたように、もう少し詳しく書けるところがあるかと思うので、その部分は少し検討させていただきます。</p>	<p>・記載している現状と課題から導き出したものを第4章の重点施策及び第5章の基本的な方向と内容に反映させている。また、第5章については計画の指針として大まかな方向性を示すものである。なお、全国的に他県の計画でも詳細には記載されていない。</p> <p>・抽象的な部分に関してはよりイメージが湧くよう、民生委員・児童委員や地域包括支援センターの職員などの具体的な文言や、取組の方法を記載した。</p> <p>・第5章第4節「他の消費生活に関連する教育との連携」にも消費者市民社会の趣旨を入れ込んだ。なお、新たに作成、配布する若者向け啓発冊子の説明に消費者市民社会に関する内容を加える。その他に広報紙やラジオなどでも消費者市民社会の視点を入れて、消費生活に関する情報を発信していく。</p>	<p>P20 P22 P23 P27 P18 P20</p>

	発言者	意見・質問等	審議会での回答	対応・検討結果	修正箇所
4	野町委員	近い将来、全国消費者フォーラムにおいて本県の大学生による消費者問題に対する調査・研究の、その成果発表が伝統的に行われるようになってほしい。 短期大学や県立大学の教授等の強い指導の下に消費者問題等に関わるゼミやサークル活動において学生をリードしてやっていただけないものか。	若者向け啓発冊子の作成段階において、大学生等にも協力をいただきながら作っていけないかなというふうには考えている。また、サークル等でそういった活動が活発になれば、何か支援とかもやっていけないか検討もさせていただいている。	県内の大学において、ゼミやサークル等で学生が主体となって活動ができるよう、大学へも働きかけを行っていき、県としても学生の活動を支援していきたい。	-
5	菊池委員	「メール配信やSNSを活用した啓発・情報提供」についてお聞きしたいんですけども、具体的にどのようなやり方を考えているか。	詳細にこういう形でというのはまだ詰め切れていないが、やはり高知県以外でも若者が被害に遭っているようなケースとか、そういうタイムリーな情報というのをSNSで情報発信をしていけないかなと考えている。	効果的に啓発・情報提供を行えるよう、他県の事例を参考に取り入れながら検討していく。	-
6	菊池委員	提案だが、学生自身が発信者として、例えば「くらしのサポーター」みたいなものになって、伝えていくというようなやり方もある。今は皆、学生はスマホ使っているいろいろなやり取りしているが、それを使うと非常に有効だと思う。有効な手段をより活用するために、発信の方法というものを模索したほうがいいのか。	先ほど言った「くらしのサポーター」みたいな形で学生さんにそういうことをやっていただくのもいいと思うし、また先ほど言ったように、大学のサークル活動みたいな形でそういうのをやっていただいて、それについて県のほうで支援をさせていただくなど、いろいろ考えられると思うので、またご相談をさせていただきたい。また、大学生がこういうものだったら見てくれるというようなご意見も頂戴したい。	学生自身がSNSで情報発信するなど、消費者教育の担い手として活動することは大変有意義であると考えている。 今後どのような活動が可能か、大学とも相談をさせていただきたい。	-
7	下元委員	大学で講義の形で取り組んでもらうというのはなかなかむずかしいのではないかと。学生がすぐ相談できる学生課等の職員にセンターを周知して、そこで対応できないものは消費生活センターを紹介できるような関係を構築するのが一番早いのではないかと。	学生課に対して今までこういった消費者情報が提供は余りできていなかったのではないかと。今日のご意見も参考にさせていただいて、また大学のほうとも共有させていただきたい。	大学の学生支援部署と連携を強化するとともに、例えば消費生活センターが学生課に情報提供する際に、そのままの形で掲示できるものを配布するなど、工夫をしていきたい。	P19

	発言者	意見・質問等	審議会での回答	対応・検討結果	修正箇所
8	福留委員	アクションプランの手前の課題認識にとどまっているようアクションが多々あるという印象。どのようにしてということが書きにくいのは分かるが、気持ちは書かれているけれども計画にはなかなか進んでいないのではないかと。	取組のところは、今日いただいたご意見も踏まえて、具体的に欠けるものはできるだけ書いていくような形で、もう一度見返したい。	第5章については計画の指針として大まかな方向性を示すものである。なお、全国的に他県の計画でも詳細には記載されていない。 抽象的な部分に関してはよりイメージが湧くよう、民生委員・児童委員や地域包括支援センターの職員などの具体的な文言や、取組の方法を記載した。	P20 P22 P23
9	福留委員	講座の開催の回数が数値目標になっているが、むしろどれくらい広がったかという意味では受講者数などを数値目標に挙げてはどうか。	数値目標のところはどれだけ受講者数がかかり拾っていきけるのかということもあるので、そこも再度検討させていただきたい。	どれだけ啓発ができたかを判断するための指標として受講者数を用いる方法もある。しかし、小規模の講座でも県内各地で実施し、啓発していくことが大切であるため、数値目標としては実施回数を選択した。 なお、審議会では、広がりを見る意味で、参考値として講座の受講者数もあわせて報告する。	-
10	福留委員	県の社会福祉協議会では時々こういうトラブルが背景にあって、大変精神的にもつらい、経済的にも困窮しているというのはよく目にする。しかし、どう考えても消費生活センターに相談をしているとは思えないし、そもそもそんな発想がない。だから、いろいろ広報をしても届かない人には届かないというのが実感。 その意味では非常に、くらしのサポーターさんの登録者数の増加はもちろんのこと、くらしのサポーターさんがそういう潜在化している、なかなか顕在化しないところにどうやって手を伸ばしていくかということ、何か考えていただけたら。	現在、くらしのサポーターは58名程度おり、各地域において、いろんな情報発信をしていただいている。ただ今回、計画を策定するに当たって、国が考えている地域サポーターの役割まではまだ担えてないところがあるので、まず、くらしのサポーターさんの数を増やすことと、サポーターさんの中からそういった地域でいろんな方をつなぐ役割を担っていただけるような方を少しでも養成していきたい。	これまで高知市のみで行っていた「くらしのサポーター養成講座」を地域(東西各1か所)でも開催することとし、県内全域における消費者教育の担い手を育成していく。 また、基礎知識や活動事例を掲載した活動ハンドブックを作成・配布し、サポーターの自主的な活動を促進させることにより、各地域での取組を推進する。	-

	発言者	意見・質問等	審議会での回答	対応・検討結果	修正箇所
11	福留委員	世論調査や大学生等への調査について、調査方法や対象、回収率、有効回答数など、調査結果を読んで評価するときに必要な前提の事実、ファクトが余り記載されていないので、何人でしたって言われても、その何人というのはどういう意味を持っているのが分かりにくい。そこをもうちょっと記載してはどうか。	世論調査の分については、いつの時期にこういう調査で回収率がどれぐらいというの、計画の中に記載をさせていただく。	携帯電話利用実態調査、大学生等への調査、県民世論調査について、それぞれ調査方法や調査対象等をまとめ、附属資料として計画本文の後に掲載することとし、本文は最小限の記載とした。 なお、大学生等への調査については、大学の講義や出前講座の際に調査票を配布し、その場で回収したため、有効回答数等の記載が難しいので、回答者数のみを記載することとした。	P7 P9 P41 P42 P43 P44